

2022年度神戸大学基金奨学生募集要項（新1年次生）

神戸大学基金により、経済的支援を必要とする学部新入生で成績、人物共に優秀な学生に対し、修学・生活支援を目的とした奨学金を給付する「神戸大学基金奨学生」を次のとおり募集する。

なお、学生に対する経済的支援には、大学等における修学支援に関する法律の施行に伴い実施される高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という）における授業料減免の制度があり、この制度と合わせて修学・生活の経済的支援を必要とする学生に入学初年度の準備費用として援助を拡大しようとするものである。

1. 対象者及び給付金額等

（1）対 象 者：新1年次生のうち、新制度における授業料減免区分が、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の学生

（2）給付金額：1人当たり15万円（年額）

2. 申請資格

2022年4月1日に本学に入学した学部1年次生のうち、経済的支援を必要とする成績、人物共に優秀な学生で、それぞれの個人的・社会的目標の実現に向けて将来計画等があり、新制度に申請していること。

また、他の奨学金等の給与・貸与を受けている学生は、その奨学金等が併用不可で無い場合に限り、申請することができる。

3. 申請について

新制度に関するすべての手続きを別に定める期間内に完了すること（ただし、神戸大学基金奨学生募集要項を確認のうえ、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書の「神戸大学基金奨学金（新1年次生）に申請します」のチェック欄に、チェックがしてあること）

なお、その他、学生委員協議会（基金奨学金選考小委員会）が提出を指示する書類がある場合、別に定める期間内に提出すること

4. 選考

申請に基づき、学生委員協議会（基金奨学金選考小委員会）が選考する。

5. 採否決定及び通知

選考に基づき、神戸大学学生委員協議会が採否を決定の上、申請者に通知する。ただし、適格者のない場合は、採用者無しとする。

6. 奨学金の給付方法

一括支給する。（9月中の予定）

7. 奨学金の返還

奨学生が当該年度途中に、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 休学又は長期欠席したとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) 学業成績が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

8. 奨学金の辞退

奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

9. 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 退学又は転学しようとするとき。
- (2) 休学又は長期欠席しようとするとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

なお、上記以外に住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったときにも速やかに届け出なければならない。

10. 報告書の提出

奨学生は、受給年度の3月末までに修学成果の概要及び奨学金の使途等を記載した報告書(所定様式)を学務部学生支援課奨学支援グループへ提出しなければならない。

11. その他

申請者は、神戸大学の使命、憲章、ビジョンの内容を把握すると共に、神戸大学基金の趣旨を理解して申請することが望まれる。

〈本件照会窓口〉

学務部学生支援課奨学支援グループ

E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp